



福岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示  
福岡労働局一般公示第4号

令和2年8月3日福岡地方最低賃金審議会から福岡県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、福岡県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第11条第2項及び同法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき、令和2年8月18日までに福岡労働局長あて（福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和2年8月3日

福岡労働局長 伊藤 正史

記

福岡県最低賃金の改正決定に係る福岡地方最低賃金審議会の意見の要旨

福岡県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域  
福岡県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間842円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和2年10月1日

福岡最賃審第471号

令和2年8月3日

福岡労働局長

伊藤正史 殿

福岡地方最低賃金審議会

会長 有田 謙司

### 福岡県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年6月30日、福岡地方最低賃金審議会において付託された福岡県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき、最新のデータにより比較したところ、平成30年10月1日発効の福岡県最低賃金（時間額814円）は、平成30年度の福岡県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大による厳しい状況下で、中小・小規模事業者が事業継続し、雇用を維持・確保できるよう国、県において、最大限の配慮がなされることを要望するとともに、生産性の底上げや取引関係の適正化など継続的に賃金上げがしやすい環境整備を図るため、政府等において早期に対策を講じるよう、当審議会として下記付帯決議する。

#### 記

- 1 「雇用調整助成金」の活用を一層促進し、より迅速な支給決定を行うなど、

雇用の維持に取り組む企業への支援を充実させること

- 2 中小・小規模事業者が今後も継続して事業を行い、雇用の維持・確保ができるよう、関係各省及び福岡県所管の各種支援策を拡充すること
- 3 「業務改善助成金」の利便性を一層向上させるとともに、公正取引委員会及び中小企業庁等との連携を強化して、下請企業対策としての取引条件の改善を図る等の対策を引き続き行うこと
- 4 中央最低賃金審議会において、地域間格差が拡大しないよう、継続した配慮を行うこと

## 福岡県最低賃金

- 1 適用する地域  
福岡県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間842円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和2年10月1日

福岡県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 福岡県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 814円
- (3) 発効日 平成30年10月1日

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

(2) 対象年度

平成30年度

(3) 生活保護水準（平成30年度）

生活扶助基準（第1類費+第2類費+期末一時扶助費）の福岡県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（98,162円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると福岡県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1箇月換算額

$$814円（福岡県最低賃金） \times 173.8（1箇月平均法定労働時間数） \\ \times 0.818（可処分所得の総所得に対する比率） = 115,725円$$